

八王子市夕やけ小やけふれあいの里指定管理者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 八王子市産業振興部観光課の所管する公の施設の管理を行う指定管理者の選定を、公正かつ適正に実施するため、八王子市夕やけ小やけふれあいの里指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、八王子市夕やけ小やけふれあいの里の指定管理者の選定に関する次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 応募書類の審査、評価に関すること。
- (2) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (3) その他指定管理者の選定に関し必要と認められること。

(構成)

第3条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(組織)

第4条 選定委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会議)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選定委員会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は産業振興部観光課において処理する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成23年8月1日から施行する。
2. この要綱は、平成24年3月31日をもって、その効力を失う。

別表

選出区分
経済団体を代表する者
経済団体を代表する者
学識経験を有する者
地元を代表するもの
利用者を代表する者
関係所管部長
関係所管部長